

## 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会委員等謝礼基準

### 1 趣 旨

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会（以下「協議会」という。）委員（1市3町首長、県職員を除く）、監事、アドバイザーの謝礼基準を定める。

### 2 委員等の謝礼

委員等に対する謝礼は、次の表に掲げる基準により算出した額を支払うものとする。

（1）合併協議会に下の表の区分として出席した場合

|   | 区 分           | 基準額（1回につき） |
|---|---------------|------------|
| 1 | アドバイザー        | 15,000円    |
| 2 | 委員（議会の議長）     | 2,000円     |
| 3 | 委員（議会が選出した議員） | 2,000円     |
| 4 | 委員（学識経験を有する者） | 2,000円     |
| 5 | 監事            | 2,000円     |

（2）（1）の表の区分とは別に講演等を行った場合には、相模原市講師謝礼基準に準じて1時間につき15,000円の謝礼を支払うものとする。

### 3 支払方法等

謝礼の支払については、原則として四半期ごとに口座振替により支払うものとする。

### 4 実施時期

平成17年2月15日から適用する。